

九 都 県 市 同 時 発 表

九 都 県 市 合 同 に よ る

脱 炭 素 社 会 実 現 に 向 け た 取 組 の 推 進 に 関 す る 要 望 の 実 施 に つ い て

九 都 県 市（埼 玉 県、千 葉 県、東 京 都、神 奈 川 県、横 浜 市、川 崎 市、千 葉 市、さい たま 市、相 模 原 市）で は、九 都 県 市 首 脳 会 議 で の 合 意 に 基 づ き、脱 炭 素 型 ライ フ ス タ イ ル へ の 行 動 変 容 に 向 け た ム ー ブ メ ン ト の 創 出、区 域 ご と の エ ネ ル ギ ー 消 費 デ ー タ 等 の 提 供、脱 炭 素 化 と エ ネ ル ギ ー 安 全 保 障 の 一 体 的 実 現、革 新 的 技 術 の 確 立 支 援 及 び 国 内 排 出 量 取 引 制 度 の 確 立、水 素 社 会 実 現 に 向 け た 取 組 の 強 化 な ど 脱 炭 素 社 会 実 現 に 向 け た 取 組 の 推 進 に つ い て、国 に 対 し て 要 望 を 実 施 し ま し た の で お 知 ら せ し ま す。

1 実 施 日

令 和 5 年 5 月 2 5 日（木 曜 日）

2 要 望 先

国 の 関 係 省（経 済 産 業 省、国 土 交 通 省、環 境 省）

3 要 望 内 容

別 添 要 望 書 の と お り

お 問 合 せ 先

【要 望 書、要 望 事 項 (1) ～ (4) に 関 す る こ と】

温 暖 化 対 策 統 括 本 部 調 整 課 担 当 課 長 田 邊 俊 一 T e l : 0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 7 7

【要 望 書、要 望 事 項 (5) に 関 す る こ と】

環 境 創 造 局 環 境 エ ネ ル ギ ー 課 長 山 本 恵 幸 T e l : 0 4 5 - 6 7 1 - 2 6 6 6

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

<具体的要望内容>

脱炭素化に資する製品・サービスのニーズ（需要）を劇的に増加させていくため、更なる情報発信・普及啓発を強力に推進するとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等を活用し、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントを創出すること。

(2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明している。

地方自治体による温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるが、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

<具体的要望内容>

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、段階的な運用を目指すこととしている。

このため、国が地方自治体に行うこととしているデータ提供に関する仕組みを速やかに構築するとともに、当該データの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等が含まれるものとする。

(3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。この問題を乗り切るためには、脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する必要がある。

<具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装に向けた支援を強化すること。

「第6次エネルギー基本計画」において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ38%以上の高みを目指すとしているため、特に今後数年間で取り組む事項や期限を明確化し、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、系統の空き容量不足による接続拒否や接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

(4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立

「部門別CO₂排出量の現況推計(2020)」では、産業部門からの排出量は総排出量の4割を超えており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組みが重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050

年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

<具体的要望内容>

産業部門における大幅なCO₂排出量の削減に向け、令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にて示されたカーボンリサイクル技術等の革新技术確立のための財政支援を強化すること。

また、総量削減を中核とする実効性のあるカーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度を早期に確立すること。

(5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。本年に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成31年3月）」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025年度までに320箇所）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さや構造に係る技術基準の見直しなど、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」に新たに定められた項目について、早期に規制緩和を実現すること。

なお、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置が例示基準へ追加されているが、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、燃料電池バス等の普及促進のために必要な大型燃料電池車両の対応が可能な水素ステーションの整備についても、各種支援を実施すること。特に車両の大型に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備についても必要な支援を実施すること。

ウ 燃料電池バス等の普及促進及び燃料電池車両の用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による財政支援を継続的に行うこと。

また、ユーザーのニーズに対応するため、燃料電池自動車の車種の多様化や産業用車両の用途に対応した車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入への継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、グリーン水素の活用を促進していくための積極的な施策展開を図ること。

令和5年5月25日

経済産業大臣 西村 康稔 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様
環境大臣 西村 明宏 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩 祐治
埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都知事 小池 百合子
横浜市市長 山中 竹春
川崎市市長 福田 紀彦
千葉市市長 神谷 俊一
さいたま市長 清水 勇人
相模原市長 本村 賢太郎